

調 査 官 室

2022-2
令和4年7月発行

だ よ り

今回は、
職務内容の紹介です



少年

・主に14歳以上20歳未満の者が起こした非行事件を扱う

・なぜ非行を起こしたのかを分析し、**どうすれば立ち直ることができるのか**を検討し、少年が本来持っている力を見落とさず、**少年が変わるきっかけ**を見つける

・家庭の中で生じた問題（離婚、子どもの親権をめぐる争いや養子縁組の許可など）を扱う

・これまでの事情や、**これからの家族の在り方**も見据えながら、**子どもにとって望ましい解決**へ向けた、様々な働き掛けを行う

家事

事務局

・裁判部門を支える司法行政部門（人事・総務・会計）における企画立案等、**裁判所全体の運営**に参加する

・効率的な業務管理や裁判所以外の機関との対応経験が**調査実務にも生きる**

調査官動画



調査官パンフレット

「家庭裁判所調査官」についてのご質問は、京都家裁企画係まで。
電話：075-722-7211（内線455）※平日午前9時～午後5時でお願いします。

